



# 埼玉県報

第 2725 号  
平成 27 年(2015 年)  
8 月 25 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品安全課）

### 告示

- 1. 5 T MRI 装置に関する入札公告（入札課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 県営土地改良事業篠の池地区（農村地域防災減災事業）計画の決定及び計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 県営土地改良事業桐ヶ谷池地区（農村地域防災減災事業）計画の決定及び計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 蓮田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道鴻巣川島線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣川島線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十二号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「滋賀県知事」の下に「、徳島県知事」を加え、同条第一号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第十三条中「第十六条第一項」を「第十六条第二項」に、「営業者の地位を承継しよう」を「認定書の交付を申請しよう」に改め、「書類及び」の下に「地位の承継前の営業者が交付を受けた」を加え、「、遅滞なく」を削る。

第二十一条第一号中「。以下「省令」という」を削る。

第二十二条中「省令第三十五条第二項」を「食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令(平成二十一年内閣府・厚生労働省令第七号)第三条第二項」に改める。

様式第一号中「密」を「密」に改め、同様式の1(2)及び添付書類2中「密」の次に「、密」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第九百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

1. 5 T MRI装置 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成28年3月25日（金）

### (4) 納入場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 桜田 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月19日（月）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月16日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月19日（月）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成27年10月19日（月）午前10時10分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年10月2日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年9月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

1.5T MRI Apparatus, One Complete Set

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

Date/Time: Monday, October 19, 2015, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs・Supplies Procurement Group,  
Bidding Services Division  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Friday October 16,  
2015

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Monday October 19, 2015

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人砦家族

（変更後） 特定非営利活動法人ラシード

三 代表者の氏名

山 本 光 剛

四 主たる事務所の所在地

埼玉県桶川市川田谷七千四百六十二番地三

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人は、高齢者ホームレスに対し、生活の支援を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後） この法人は、求職者に対して職業訓練・職業紹介等を行い「自己実現」を支援するとともに、経済活動の活性化を図り、豊かで持続可能な社会の創造に寄与する。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティプラザ

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）越谷コミュニティプラザ株式会社 代表取締役 高橋努

（変更後）越谷コミュニティプラザ株式会社 代表取締役 黒田勉

##### ハ 変更年月日

平成二十七年四月一日

##### ニ 届出年月日

平成二十七年八月七日

#### 二 縦覧期間

平成二十七年八月二十五日から平成二十七年十二月二十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十七年八月二十五日から平成二十七年十二月二十五日まで

##### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

パトリア桶川店

埼玉県桶川市若宮一丁目百一番地五十六

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社新都市ライフ 代表取締役 古屋雅弘

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

（変更後）株式会社新都市ライフ 代表取締役 古屋雅弘

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社東武ストア 代表取締役 玉置富貴雄

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号 外 計三十二者

（変更後）株式会社東武ストア 代表取締役 丹羽茂美

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号 外 計二十七者

#### ハ 変更年月日

平成二十六年十月七日外

#### ニ 届出年月日

平成二十七年七月三十日

#### 二 縦覧期間

平成二十七年八月二十五日から平成二十七年十二月二十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年八月二十五日から平成二十七年十二月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

パトリア桶川店

埼玉県桶川市若宮一丁目百一番地五十六

#### ロ 変更の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前七時から午後三時

（変更後）午前六時から午後九時

#### ハ 変更年月日

平成二十七年七月三十一日

#### ニ 届出年月日

平成二十七年七月三十日

#### 二 縦覧期間

平成二十七年八月二十五日から平成二十七年十二月二十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十七年八月二十五日から平成二十七年十二月二十五日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業篠の池地区（農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 縦覧期間

平成二十七年八月二十六日から

平成二十七年九月二十八日まで

#### 二 縦覧場所

本庄市役所

本庄市児玉総合支所

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業桐ヶ谷池地区（農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 縦覧期間

平成二十七年八月二十六日から

平成二十七年九月二十八日まで

#### 二 縦覧場所

美里町役場

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十八号

白岡市から蓮田都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>鴻巣市大字箕田字竜泉寺九五〇 番五地先から同市大字箕田字竜 泉寺九七四番一地先まで</p>			区 間
五・二九〇一〇・〇〇	七・三〇〇一四・六〇	七・三〇〇七・五八	敷地の幅員 (メートル)
四六・三〇	四四・八六		延 長 (メートル)
<p>平成二十六年九月三十 日付け埼玉県北本県土 整備事務所長告示第七 号で設置した迂回路の 撤去及び道路予定区域 の一部変更である。</p>			備 考

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

鴻巣川島線	路線名
鴻巣市大字箕田字竜泉寺九五〇番 五地先から同市大字箕田字竜泉寺 九七四番一地先まで	供用開始の区間
平成二十七年八月二十六日	供用開始の期日
延長四四・八六メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年四月六日

指令川建セ第二六〇一二四〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年八月二十日

川建セ第二七〇〇三六号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用字雉ヶ谷戸七百二番七

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市富士見五丁目十三番十三、一〇一号 グランパルク

新藤 昇

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年二月二十三日

指令川建セ第二六〇一〇〇〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年八月二十一日

川建セ第二七〇〇四〇号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用字大平四百四十六番六

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市大字坂戸千五百二十四番地二 フォーブル金内山二〇一号

神谷 紀子

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

#### 一 許可番号

平成二十七年六月二十六日

指令越建セ第二七〇〇五〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年八月十七日

越建セ第二一一一七号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百七十三番二、四百七十五番

道仏土地区画整理事業地内…六十九街区二画地、三画地

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目二百八十六番地

株式会社アイダ設計 代表取締役 會田 貞光

# 告 示

## 埼玉県選管告示第六十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十七年八月二十六日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて